

議第7号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者

東大和市議会議員 尾崎 利一

〃 上林 真佐恵

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「63万円」に改め、同条第3項ただし書中「20万円」を「19万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.07」を「100分の6.72」に改める。

第5条中「35,400円」を「33,500円」に改める。

第7条中「100分の2.35」を「100分の2.25」に改める。

第8条中「11,500円」を「11,000円」に改める。

第9条中「100分の2.30」を「100分の2.16」に改める。

第10条中「13,600円」を「12,800円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「63万円」に、「20万円」を「19万円」に改め、同項第1号ア中「24,780円」を「23,450円」に改め、同号イ中「8,050円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「8,960円」に改め、同項第2号ア中「17,700円」を「16,750円」に改め、同号イ中「5,750円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「6,400円」に改め、同項第3号ア中「7,080円」を「6,700円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,200円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,560円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,310円」を「5,025円」に改め、同号イ中「8,850円」を「8,375円」に改め、同号ウ中「14,160円」を「13,400円」に改め、同号エ中「17,700円」を「16,750円」に改め、同項第2号ア中「1,725円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,875円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,750円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。